

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月11日
【届出者の名称】	スターツコーポレーション株式会社
【届出者の所在地】	東京都中央区日本橋三丁目4番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目4番10号
【電話番号】	03(6202)0111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 村松 久行
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	スターツコーポレーション株式会社 (東京都中央区日本橋三丁目4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載のない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様に対する利益還元といたしまして、将来の事業展開や経営基盤の強化安定に必要な内部留保の充実に努めるとともに、配当性向の向上を図りながら、継続的かつ定期的に中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当等会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

上記方針に基づき、前事業年度である2024年3月期の配当につきましては、最近の業績動向、財政状態及び資本効率等を勘案し、2024年5月10日開催の当社取締役会において、期末配当金を1株当たり50円に創業55周年記念配当5円を加えた55円とし、中間配当の50円とあわせ年間配当金を105円とすることを決議いたしました。本事業年度（2025年3月期）の配当につきましては、1株当たり110円（うち中間配当は55円）の配当を実施する予定としております。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得をすることができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うことを目的とするもので、これまで当社は、2021年5月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の公開買付けにより、当社普通株式を取得してあります。（注1）

（注1） 2021年5月11日から2021年6月7日までを買付期間として、3,000,000株（2021年3月31日時点の発行済株式総数（53,998,205株）から、同日現在の当社が保有する自己株式数（134,403株（ただし、相互保有株式となる当社の完全子会社であるスターツアメニティー株式会社、スターツ商事株式会社、株式会社ウィーブ、スターツホーム株式会社及び当社の連結子会社であるスターツ出版株式会社がそれぞれ保有する当社普通株式は含まれません。））を控除した株式数（53,863,802株）に対する割合：5.57%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得してあります。

このような環境の下、2024年9月上旬、当社は、当社の筆頭株主及び主要株主である株式会社豊州（以下「豊州」といいます。本書提出日現在の所有株式数：8,165,196株、所有割合（注2）：16.05%）より、所有する当社普通株式の一部である1,500,000株（所有割合：2.95%。以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、豊州は、当社の第3位の株主かつ取締役会長である村石久二氏の長男であり当社の代表取締役社長である村石豊隆氏が代表取締役を務め、同氏が議決権の0.6%、村石久二氏が95.3%、及び村石久二氏の近親者（同氏の配偶者、長女及び次女）が残りの4.1%を所有する資産管理会社です。

（注2） 「所有割合」とは、当社が2024年11月8日に公表した「2025年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数（53,998,205株）から同日現在の自己株式3,135,069株（ただし、相互保有株式となる当社の完全子会社であるスターツアメニティー株式会社、スターツ商事株式会社、株式会社ウィーブ、スターツホーム株式会社及び当社の連結子会社であるスターツ出版株式会社がそれぞれ保有する当社普通株式は含まれません。）を控除した株式数である50,863,136株に対する所有株式数の割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入し、以下、所有割合の計算において同じとします。

当社は、これを受け、豊州の所有する当社普通株式の一部の売却により一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合に生じ得る当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の株主の皆様への利益還元方針や財務状況等を総合的に勘案し、売却意向株式を自己株式として買い受けることについての検討を開始いたしました。

検討の結果、当社が売却意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上、自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。また、自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、本決算短信に記載された2024年9月30日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約971億円（手元流動性比率5.4月）（注3）であり、自己株式の想定取得資金として約53億円（注4）を充当した後も、当社連結ベースの手元流動性は918億円程度（手元流動性比率5.1月）と見込まれ、自己株式の取得が、将来の事業展開や経営基盤の強化安定に必要な内部留保の充実に努めるといふ当社の基本方針に反しないことを確認いたしました。

（注3） 本決算短信に記載された2024年9月30日現在の手元流動性（現金及び預金）を1ヶ月あたりの売上高（2025年3月期第2四半期連結累計売上高を6で除した数値）で除したものです（小数点以下第二位を四捨五入）。

(注4) 2024年10月第1週及び第2週(2024年10月1日から2024年10月11日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値の百円未満を四捨五入した概算値3,500円に、売却意向株式数1,500,000株を乗じて算出した暫定金額です。

さらに、自己株式の具体的な取得方法を検討した結果、豊州以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点からも、最も適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本公開買付けと同様に特定の株主からの取得が予定されたディスカウント価格による自己株式の公開買付けの事例として、2022年1月1日から2024年10月31日までに公表された事例(以下「本事例」といいます。)を参考に検討を行い、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社は、当社内での協議を踏まえ、排除すべき一時的な株価変動をもたらす特殊要因は見当たらず、一定期間の平均株価を採用する必然性は認められないため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日における市場株価が当社の企業価値を適切に反映しているものと考えられ、かかる市場株価を本公開買付価格の算定の基礎とすることが妥当であると判断いたしました。

その上で、2024年11月上旬に、豊州に対し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、2024年11月7日、豊州より、公表日の前営業日の当社普通株式の終値に対して8%程度ディスカウントした価格を本公開買付価格として本公開買付けを実施するのであれば、所有する当社普通株式8,165,196株(所有割合:16.05%)の一部である1,500,000株(所有割合:2.95%)程度について本公開買付けに応募することを内諾する旨の回答を得ました。

当社は豊州からの回答につき、慎重に検討した結果、8%というディスカウント率は、本事例におけるディスカウント率のレンジ(7.0%から15.0%)の範囲内であり、当社資産の社外流出の抑制に繋がるため、妥当であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2024年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2024年11月7日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,555円に対して8%ディスカウントを行った価格である3,271円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。)とすることを決議いたしました。

また、本公開買付価格である3,271円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2024年11月7日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,555円に対して7.99%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、2024年10月8日から2024年11月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,526円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して7.23%ディスカウントした金額、2024年8月8日から2024年11月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,419円に対して4.33%ディスカウントした金額、2024年5月8日から2024年11月7日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,387円に対して3.42%ディスカウントした金額となります。また、本公開買付価格である3,271円は、本書提出日の前営業日である2024年11月8日の当社普通株式の終値3,555円に対して7.99%ディスカウントした金額となります。

そして、本公開買付けにおける買付予定数については、本事例55件のうち、応募を合意している株式に対して10%程度(9%から11%)上乘せした買付予定数を設定している事例が37件と最多であり、豊州以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、豊州が応募を予定している当社普通株式1,500,000株に対して10%を上乘せした1,650,000株(所有割合:3.24%)を買付予定数とすることを2024年11月8日開催の取締役会において決議しております。

本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は豊州が応募を予定している当社普通株式のうちの一部を取得することとなります。当社は、豊州より、応募株券等の総数が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けによる売却株式数が1,500,000株未満となった場合には、売却意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式については、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

なお、当社の取締役会長である村石久二氏は、豊州の議決権の95.3%を所有し豊州の取締役を兼務していること、また、当社の代表取締役社長である村石豊隆氏は、豊州の議決権の0.6%を所有し豊州の代表取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別の利害関係を有しているため、利益相反を回避し取引の公正性を確保する観点から、当社との事前の協議及び交渉には豊州の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には一切参加していません。

また、当社は、豊州より、豊州が所有する売却意向株式以外の当社普通株式6,665,196株（所有割合：13.10%）のうち1,200,000株（所有割合：2.36%）について、当社の代表取締役社長である村石豊隆氏が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社T M、当社の取締役会長である村石久二氏の長女が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社K & J、及び同氏の次女が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社Y & Jに、それぞれ400,000株（所有割合：0.79%）を譲渡する予定（以下「本株式譲渡」といいます。）である旨の説明を受けております。本株式譲渡は、2024年11月13日に市場内立会外取引（T o S T N e T - 1）を通じて行う予定とのことです。なお、本株式譲渡により譲渡予定の株式を除く売却意向株式以外の当社普通株式5,465,196株（所有割合：10.74%）については、現時点において、継続して所有する方針であるとの説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定です。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

53,998,205株(2024年11月11日現在)

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)
普通株式	1,650,100	5,397,477,100

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、3.06%です(小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式の総数の所有割合は、3.24%です。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注4) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注5) 取得することができる期間は、2024年11月11日から2025年1月31日までです。

(4)【その他()】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数(株)	取得価額の総額(円)

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	2024年11月11日(月曜日)から2024年12月9日(月曜日)まで(21営業日)
公告日	2024年11月11日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

上場株券等の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金3,271円
算定の基礎	<p>本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>ディスカウント率については、本事例を参考に検討を行い、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社は、当社内での協議を踏まえ、排除すべき一時的な株価変動をもたらす特殊要因は見当たらず、一定期間の平均株価を採用する必然性は認められないため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日における市場株価が当社の企業価値を適切に反映しているものと考えられ、かかる市場株価を本公開買付価格の算定の基礎とすることが妥当であると判断いたしました。</p> <p>その上で、2024年11月上旬に、豊州に対し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、2024年11月7日、豊州より、公表日の前営業日の当社普通株式の終値に対して8%程度ディスカウントした価格を本公開買付価格として本公開買付けを実施するのであれば、所有する当社普通株式8,165,196株（所有割合：16.05%）の一部である1,500,000株（所有割合：2.95%）程度について本公開買付けに応募することを内諾する旨の回答を得ました。</p> <p>当社は豊州からの回答につき、慎重に検討した結果、8%というディスカウント率は、本事例におけるディスカウント率のレンジ（7.0%から15.0%）の範囲内であり、当社資産の社外流出の抑制に繋がるため、妥当であると判断いたしました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、2024年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2024年11月7日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,555円に対して8%ディスカウントを行った価格である3,271円とすることを決議いたしました。</p> <p>また、本公開買付価格である3,271円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議日の前営業日である2024年11月7日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,555円に対して7.99%ディスカウントした金額、2024年10月8日から2024年11月7日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,526円に対して7.23%ディスカウントした金額、2024年8月8日から2024年11月7日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,419円に対して4.33%ディスカウントした金額、2024年5月8日から2024年11月7日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値3,387円に対して3.42%ディスカウントした金額となります。また、本公開買付価格である3,271円は、本書提出日の前営業日である2024年11月8日の当社普通株式の終値3,555円に対して7.99%ディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯	<p>本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>ディスカウント率については、本事例を参考に検討を行い、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社は、当社内での協議を踏まえ、排除すべき一時的な株価変動をもたらす特殊要因は見当たらず、一定期間の平均株価を採用する必然性は認められないため、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日における市場株価が当社の企業価値を適切に反映しているものと考えられ、かかる市場株価を本公開買付価格の算定の基礎とすることが妥当であると判断いたしました。</p> <p>その上で、2024年11月上旬に、豊州に対し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、2024年11月7日、豊州より、公表日の前営業日の当社普通株式の終値に対して8%程度ディスカウントした価格を本公開買付価格として本公開買付けを実施するのであれば、所有する当社普通株式8,165,196株（所有割合：16.05%）の一部である1,500,000株（所有割合：2.95%）程度について本公開買付けに応募することを内諾する旨の回答を得ました。</p> <p>当社は豊州からの回答につき、慎重に検討した結果、8%というディスカウント率は、本事例におけるディスカウント率のレンジ（7.0%から15.0%）の範囲内であり、当社資産の社外流出の抑制に繋がるため、妥当であると判断いたしました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は、2024年11月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る公表日の前営業日である2024年11月7日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,555円に対して8%ディスカウントを行った価格である3,271円とすることを決議いたしました。</p>
-------	--

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,650,000 (株)	(株)	1,650,000 (株)
合計	1,650,000 (株)	(株)	1,650,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,650,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,650,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人 野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

なお、本公開買付けにおいてオンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)を経由した応募の受付は行われません。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、後述のみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、応募の際に、公開買付応募申込書と共に租税条約に関する届出書を公開買付代理人にご提出ください。(注2)

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、配当とみなされる金額の支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が野村證券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が野村證券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

（ロ）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないうこととなります。（注2）

応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないうこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続き等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1]マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2]本人確認書類が必要です。

申込書に記載された氏名・住所・生年月日のすべてが確認できるものをご準備ください。

野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限ります（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

野村證券株式会社の店舗でお手続きをされる場合は、原本をご提示ください（本人確認書類のコピーをとらせていただく場合があります。）。

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に口座開設のご案内を簡易書留（転送不要）でお届けし、ご本人様の確認をさせていただく場合があります。

新規口座開設、住所変更等の各種手続きに係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

〔 1 〕マイナンバー（個人番号）を確認するための書類

個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

〔 2 〕本人確認書類

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード 現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A]のいずれか1点、又は[B]のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A]又は[B]のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

〔 A 〕顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
2020年2月4日以降に申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

〔 B 〕顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要となります。

（注2） 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 野村證券株式会社
東京都中央区日本橋一丁目13番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	5,397,150,000
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	2,200,000
合計(a) + (b) + (c)	5,449,350,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,650,000株)に本公開買付価格を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	当座預金	6,458,720,183円
	計	6,458,720,183円

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年1月6日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は兼任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」「(1) 応募の方法」及び をご参照ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（1,650,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（1,650,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続き終了後速やかに上記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項及び令第14条の3の8により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、2024年11月7日、当社の筆頭株主及び主要株主である豊州より、所有する当社普通株式8,165,196株（所有割合：16.05%）の一部である1,500,000株（所有割合：2.95%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。なお、当社は、豊州より、豊州が所有する売却意向株式以外の当社普通株式6,665,196株、所有割合：13.10%のうち1,200,000株（所有割合：2.36%）について、当社の代表取締役社長である村石豊隆氏が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社T M、当社の取締役会長である村石久二氏の長女が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社K & J、及び同氏の次女が議決権の100%を所有する資産管理会社である株式会社Y & Jに、それぞれ400,000株（所有割合：0.79%）を譲渡する予定である旨の説明を受けております。本株式譲渡は、2024年11月13日に市場内立会外取引（T o S T N e T - 1）を通じて行う予定とのことです。なお、本株式譲渡により譲渡予定の株式を除く売却意向株式以外の当社普通株式5,465,196株（所有割合：10.74%）については、現時点において、継続して所有する方針であるとの説明を受けております。詳細につきましては、上記「2 買付け等の目的」をご参照下さい。

当社は、2024年11月8日に本決算短信を公表しております。当該公表に基づく本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

本決算短信の概要

(自 2024年4月1日～至 2024年9月30日)

(ア) 損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期(中間連結会計期間)
売上高	108,851百万円
売上原価	72,210百万円
販売費及び一般管理費	21,569百万円
営業外収益	871百万円
営業外費用	1,085百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	12,027百万円

(イ) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年3月期(中間連結会計期間)
1株当たり中間純利益	242.14円
1株当たり配当額	55.00円
1株当たり純資産額	3,449.58円

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

(1)【発行者の沿革】

(2)【発行者の目的及び事業の内容】

(3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益計算書】

(3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場							
	月別	2024年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価(円)		3,645	3,500	3,485	3,450	3,560	3,615	3,575
最低株価(円)		3,170	3,280	3,225	2,751	3,270	3,435	3,420

(注) 2024年11月については、11月8日までのものです。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第51期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第52期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月26日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第53期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日 関東財務局長に提出予定

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

スターツコーポレーション株式会社

(東京都中央区日本橋三丁目4番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。